

長崎市市有建築物耐震化実施計画

平成 2 1 年 2 月

長 崎 市

（令和 6 年 3 月改訂）

目 次

1	計画の目的	1
2	計画期間	1
3	耐震化の現状	1
	（１）計画の対象となる建築物	1
	（２）「対象建築物」の現状	2
4	耐震化実施計画	3
	（１）耐震化の目標	3
	（２）耐震診断及び耐震改修	3
	（３）耐震化優先順位の設定	3
	（４）耐震化に係る財源計画	4
	（５）耐震診断及び耐震改修工事の実施年度	4
	（６）耐震性能の評価	4
	ア．耐震安全性の分類	4
	イ．耐震性能の基準	5
	ウ．耐震性能の判定	5
	（７）耐震化改修計画	5
	ア．年度毎の耐震化率の目標	5
	イ．耐震化改修計画表	6
	（８）耐震化フロー	8
5	耐震化実施計画の見直し	9
6	耐震診断の結果及び耐震補強の実施状況の公表	9

資料 1

特定既存耐震不適格建築物一覧	10
----------------	----

1 計画の目的

長崎市耐震改修促進計画（平成20年3月策定）に基づき、市所有の特定既存耐震不適格建築物及び災害時の拠点となる建築物（以下「対象建築物」という。ただし、小・中学校、市営住宅を除く。）の計画的な耐震化の推進に積極的に取り組むため、「対象建築物」の年次計画等を具体的に定めるものである。

2 計画期間

本計画の期間は、平成21年4月から令和7年3月末までとする。

3 耐震化の現状

（1） 計画の対象となる建築物

本計画における優先的に耐震化すべき「対象建築物」は、次の昭和56年5月以前に建築した建築物とする。

分 類				備考（建築物の例、定義等）
昭和56年5月以前に建築した建築物	特定既存耐震不適格建築物※1	法第14条第1号特定建築物		多数の者が利用するなど一定の用途（学校、病院、事務所など）で一定の規模以上の建築物
		法第14条第2号特定建築物		火薬類、石油類など一定の数量以上のものの危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
		法第14条第3号特定建築物		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数のものの円滑な避難を困難とする恐れがある一定の高さを超える建築物
	災害時の拠点となる建築物	災害時に機能の確保が必要なもの	防災拠点施設	市庁舎
			復旧拠点施設	消防庁舎
			救援救護施設	医療施設
			避難所指定施設	公民館等
	要援護者等が利用しているもの	福祉施設等	ライフライン	上水道の施設
				老人福祉施設、老人ホーム、保育所、幼稚園、児童福祉施設等

※資料1「特定既存耐震不適格建築物一覧」参照

※本計画に記載する法とは「建築物の耐震改修の促進に関する法律」をいう。

(2) 「対象建築物」の現状

＜表1 用途別耐震化状況＞

R5.3.31現在

主要用途区分	建築物数 (A)	昭和56年6月以降に 建築した建築物数 (B)	昭和56年5月以前に 建築した建築物数 (C)	うち診断済 みの数 (D)	うち診断の 結果耐震性 能有の数 (E)	うち診断の 結果耐震性 能無で補強工 事済の数 (F)	うち診断の結 果耐震性能 無で解体・用 途廃止・建て 替済の数 (G)	耐震化率 (%) $\frac{(B)+(E)+(F)+(G)}{(A)}$
事務所 庁舎・消防署等	59	22	37	26	11	10	13	94.9%
病院 病院・診療所	15	7	8	2	2	0	6	100%
福祉施設 老人ホーム・福祉セ ンター・児童福祉施設等	59	40	19	17	3	9	7	100%
ホテル ホテル・旅館・宿泊研 修施設等	7	4	3	2	0	1	2	100.0%
体育館・公会堂等 集会所・図書館・博 物館等	81	45	36	32	11	13	12	100%
保育所・幼稚園	20	4	16	16	3	11	2	100%
高等学校	4	4	0	0	0	0	0	100%
その他 処理施設等	49	34	15	13	7	3	2	93.9%
計	294	160	134	108	37	47	44	98.0%

＜表2 特定既存耐震不適格建築物と非特定既存耐震不適格建築物(特定既存耐震不適格建築物以外で災害時の拠点となる建築物)＞

区分	建築物数 (A)	昭和56年6月以降に 建築した建築物 数 (B)	昭和56年5月以前に 建築した建築物 数 (C)	うち診断済 みの数 (D)	うち診断の 結果耐震性 能有の数 (E)	うち診断の 結果耐震性 能無で補強 工事済の数 (F)	うち診断の結 果耐震性能 無で解体・建 替済の数 (G)	耐震化率 (%) $\frac{(B)+(E)+(F)+(G)}{(A)}$
特定既存耐震不 適格建築物	107	57	50	32	5	17	25	97.2%
非特定既存耐震 不適格建築物	187	103	84	76	32	30	19	98.4%
計	294	160	134	108	37	47	44	98.0%

(注) 小・中学校及び市営住宅の耐震化に関する考え方

小・中学校については、文部科学省から「学校施設耐震化推進指針」等により具体的な考え方や手法が示されているなど、他の建築物とは位置づけが異なることから、本実施計画には含めないこととした。なお、長崎市では耐震化最優先建築物とし、耐震診断・改修を進め、建替え予定校を除く小・中学校については平成26年度までに耐震化工事を完了している。

市営住宅については、平成21年3月時点にて耐震化率が89.5%であり、建替や用途廃止等により、平成27年度には耐震化率が90%を超えることが見込まれていたことから、本実施計画には含めないこととした。

ただし、これらについても長崎市耐震改修促進計画に基づき耐震化を推進する。

4 耐震化実施計画

(1) 耐震化の目標

令和6年度末までに、「対象建築物」の耐震化率を98.6%とすることを目標とする。

(2) 耐震診断及び耐震改修

ア. 耐震診断について

昭和56年6月以前に建築した建築物のうち耐震診断を実施していない「対象建築物」については、以下の場合を除き、耐震診断を行う。

- ① 令和3年度までに解体予定の建築物
- ② 令和3年度までに用途廃止予定の建築物
- ③ 本市以外の者との区分所有で耐震化に係る調整が済んでいない建築物

なお、③については、双方の所有者・管理者で調整を進めていく。

イ. 耐震改修について

耐震診断の結果、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。」、又は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。」と診断された「対象建築物」については、費用対効果等を考慮し、耐震改修や建替等の検討を行い、計画的に耐震改修や建替等を実施する。

(3) 耐震化優先順位の設定

【当計画策定時の基本的な考え】

保育所等については、多くの幼児が一日の大半を過ごす学習、生活の場であることから、安全で豊かな環境を確保する上でも、小・中学校と同様に最優先で耐震化を進める。また、その他の「対象建築物」についても、災害時の機能確保の必要性等を考慮し優先順位を設定する。

【優先順位】

優先度1：幼児が常時利用する施設（保育所、幼稚園）、小・中学校との併設施設

優先度2：災害時に機能の確保が必要なもの

（本庁舎、支所、行政センター、消防庁舎、ライフライン）

優先度3：地域防災計画において、避難所として位置づけられている施設

優先度4：多数のものが利用する施設、要援護者施設

優先度5：上記以外の施設

(4) 耐震化に係る財源計画

耐震化を遅滞することなく、推進するためには財源を確保することが重要である。円滑に耐震化を実施するために、各補助事業等を有効に活用し、耐震化に係る支出を抑えながら、目標の到達に向けて、令和6年度までの財源の計画を行う。

(5) 耐震診断及び耐震改修工事の実施年度

優先度を基準とし、耐震診断を行い、翌年に耐震改修工事を順次行っていくこととする。

(6) 耐震性能の評価

ア 耐震安全性の分類（「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に基づく）

「対象建築物」の耐震化のうち、災害対策の指揮及び情報伝達、救護、消火活動等の災害応急対策活動の機能を有しなければならない建築物については、大地震に対して耐震性能に余裕を持たせる必要がある。よって、その機能を確保するために、目標に応じた耐力の割増を行う。

分類	目 標
	対 象 施 設
Ⅰ 類	大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	災害応急対策活動に必要な施設のうち特に重要な「対象建築物」
Ⅱ 類	大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	災害応急対策活動に必要な「対象建築物」及び多数の者が利用する「対象建築物」
Ⅲ 類	大地震により構造体の部分的な損害は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
	Ⅰ、Ⅱ 類以外の「対象建築物」

イ 耐震性能の基準

耐震診断を行い、構造別に評価に必要な数値を算出する。（数値が高くなるほど、安全となる。）

（鉄筋コンクリート造【RC造】・鉄骨造【S造】

・鉄骨鉄筋コンクリート造【SRC造】・コンクリートブロック造【CB造】）

I_s 値（構造耐震指標：揺れに対する耐力及びねばり）を建物の各階の梁間及び桁行方向それぞれについて算定し、そのうちの最小値にて評価を行う。

（木 造）

I_w 値（構造耐震指標：当該階、当該方向の保有する耐力／当該階、当該方向の必要耐力）を建物の各階の梁間及び桁行方向それぞれについて算定し、そのうちの最小値にて評価を行う。

ウ 耐震性能の判定

各対象建築物を耐震安全性の分類にて、下表のように耐震性能を２段階に区分する。

耐震性能 区 分	構造	耐震安全性の 分類が Ⅰ 類のもの	耐震安全性の 分類が Ⅱ 類のもの	耐震安全性の 分類が Ⅲ 類のもの
A	RC造・S造 SRC造	$I_s \geq 0.9$	$I_s \geq 0.75$	$I_s \geq 0.6$
	CB造	$I_s \geq 1.2$	$I_s \geq 1.0$	$I_s \geq 0.8$
	木造	$I_w \geq 1.5$	$I_w \geq 1.25$	$I_w \geq 1.0$
B	RC造・S造 SRC造	$0.9 > I_s$	$0.75 > I_s$	$0.6 > I_s$
	CB造	$1.2 > I_s$	$1.0 > I_s$	$0.8 > I_s$
	木造	$1.5 > I_w$	$1.25 > I_w$	$1.0 > I_w$

A・・・地震に対して耐震安全性の目標を確保することができたもの。

B・・・地震に対して耐震安全性の目標を確保するために改修が必要なもの。

長崎市においては、Bとなった「対象建築物」について、耐震化を進めていく。

（７） 耐震化改修計画

ア 年度毎の耐震化率の目標

年 度	R4	R5	R6
耐震化率 (%)	96.9	98.3	98.6

イ 耐震化改修計画表

番号	施設名	建築 年度 (昭和)	規模等			用途	耐震安全 性の分類	優先 度	耐震化状況 (耐震性能)
			構造	階数	延べ面積 (㎡)				
1	香焼保育所・香焼児童クラブ(きりキッズ)	50	RC	1	424.00	保・福	Ⅱ類	1	H22改修(A)
2	仁田保育所	48	RC+S	2	462.88	保	Ⅱ類	1	H22改修(A)
3	緑ヶ丘保育所	49	RC	3	665.28	保	Ⅱ類	1	H21改修(A)
4	山里保育所	50	RC	2	662.88	保	Ⅱ類	1	H21改修(A)※5
5	愛宕保育所	46	RC	2	665.28	保	Ⅱ類	1	H21改修(A)※5
6	稲佐保育所	49	RC	2	662.08	保	Ⅱ類	1	H21改修(A)※5
7	小ヶ倉保育所	54	RC	2	771.95	保	Ⅱ類	1	H21改修(A)※5
8	戸町保育所	53	RC	2	541.52	保	Ⅱ類	1	H20診断(A)※5
9	蚊焼保育所	42	RC	2	722.00	保	Ⅱ類	1	H20診断(A)
10	中央保育所	47	W+S	1	619.90	保	Ⅱ類	1	H22改修(A)
11	為石保育所	47	CB+W	1	549.60	保	Ⅱ類	1	H22改修(A)
12	川原保育所	50	RC	1	565.54	保	Ⅱ類	1	H20診断(A)
13	桜ヶ丘幼稚園	40	RC	2	681.00	幼	Ⅱ類	1	H24用途廃止 R3解体
14	南幼稚園	54	RC	2	681.00	幼	Ⅱ類	1	H23改修(A)
15	長崎幼稚園	41	RC	2	758.00	幼	Ⅱ類	1	H21改修(A)
16	高島幼稚園	50	RC	2	633.00	幼	Ⅱ類	1	H20診断(A)
17	手熊地区公民館・手熊児童クラブ(てぐまっこ)	50	RC	2	345.60	集・福	Ⅱ類	1	H22診断(A)
18	児童クラブ(ピーターパンクラブ)	52	W	1	62.93	福	Ⅱ類	1	H23改修(A)
19	児童クラブ(にじこクラブ)	41	W	1	78.97	福	Ⅱ類	1	H23改修(A)
20	児童クラブ(ひばりクラブ)	～56	W	2	146.70	福	Ⅱ類	1	H23新築、建替
21	子育て支援センター(ピクニック・若草児童クラブ・学校給食会)	38	RC	2	560.16	福・事	Ⅱ類	1	H23改修(A)
22	伊王島セントロクトラル(併設施設)	37	RC	3	1,430.71	集	Ⅱ類	1	H27用途廃止
23	市庁舎本館(議会議事棟含む)	34	RC	5	13,777.23	事	Ⅰ類	2	R4移転
24	市庁舎別館	36	RC	4	10,622.87	事	Ⅰ類	2	R4移転
25	長崎市立成人病センター中央棟	34	RC	3	1,652.00	医	Ⅰ類	2	H27用途廃止 H28売却
26	長崎市立成人病センター南病棟	46	RC	2	1,849.00	医	Ⅰ類	2	H27用途廃止 H28売却
27	長崎市立成人病センター本館	54	SRC	6	7,159.00	医	Ⅰ類	2	H27用途廃止 H28売却
28	長崎市立市民病院管理棟	36	RC	4	2,255.81	医	Ⅰ類	2	H26.2新築、建替
29	長崎市立市民病院南病棟	42	RC	6	3,730.56	医	Ⅰ類	2	H26.2新築、建替
30	長崎市立市民病院本館	50	RC	8	12,858.08	医	Ⅰ類	2	H26.2新築、建替
31	伊王島行政センター	56	RC	2	1,451.67	事	Ⅱ類	2	H22診断(A)
32	琴海行政センター	44	RC	2	1,424.11	事	Ⅱ類	2	H23改修(A)
33	香焼行政センター	53	SRC	3	2,603.50	事	Ⅱ類	2	H23改修(A)
34	外海行政センター黒崎事務所	43	RC	2	313.04	事	Ⅱ類	2	H23改修(A)
35	外海行政センター池島支所	36	CB	1	194.16	事	Ⅱ類	2	R4移転
36	野母崎行政センター	52	RC	3	2,536.73	事	Ⅱ類	2	H23改修(A)
37	手熊浄水場	45	RC	3	1,826.97	水	Ⅱ類	2	H23改修(A)
38	道ノ尾浄水場管理本館	42	RC	2	1,013.00	水	Ⅱ類	2	R10以降廃止予定
39	本河内浄水場管理棟	56	RC	4	1,843.61	水	Ⅱ類	2	H24改修(A)
40	浦上浄水場管理本館	19	RC	2	1,172.91	水	Ⅱ類	2	R10以降廃止予定
41	雪浦取水ポンプ場	52	RC	2	216.00	水	Ⅱ類	2	H23診断(A)
42	式見取水ポンプ場	54	RC	1	42.00	水	Ⅱ類	2	H23診断(A)
43	多以良取水ポンプ場	55	RC	2	120.00	水	Ⅱ類	2	H23診断(A)
44	稲佐取水ポンプ場	47	RC	2	125.00	水	Ⅱ類	2	H23診断(A)
45	岩屋配水ポンプ場	48	RC	2	168.00	水	Ⅱ類	2	H23診断(A)
46	銭座配水ポンプ場	43	RC	2	168.00	水	Ⅱ類	2	H24改修(A)
47	山里配水ポンプ場	43	RC	2	147.00	水	Ⅱ類	2	H23診断(A)
48	つつじヶ丘配水ポンプ場	48	RC	1	17.00	水	Ⅱ類	2	H23診断(A)
49	手熊浄水場脱水処理棟	51	RC	3	612.00	水	Ⅱ類	2	R7以降建替予定
50	中央消防署丸尾出張所	42	RC	1	97.20	事	Ⅱ類	2	H23新築、建替
51	北消防署浦上出張所	52	RC	2	181.63	事	Ⅱ類	2	H24改修(A)
52	北消防署滑石出張所	49	RC	1	193.45	事	Ⅱ類	2	H27建替
53	北消防署小江原出張所	54	RC	2	204.55	事	Ⅱ類	2	H24改修(A)
54	北消防署西海出張所	53	RC	1	144.00	事	Ⅱ類	2	H23新築、建替
55	北消防署池島派出所	48	RC	1	96.00	事	Ⅱ類	2	H23診断(A)
56	南消防署野母崎出張所	49	RC	2	131.25	事	Ⅱ類	2	H24改修(A)
57	南消防署高島出張所・土木倉庫・環境センター	50	S	1	566.00	事	Ⅱ類	2	H24改修(A)
58	南消防署伊王島派出所	49	RC	2	122.50	事	Ⅱ類	2	H23診断(A)
59	池島診療所	46	RC	1	155.04	医	Ⅱ類	2	H22診断(A)
60	高島国民健康保険医療所、宿舎	55	RC	2	2,035.14	診	Ⅱ類	2	H23診断(A)
61	福田支所西部地区事務所	54	S	1	56.00	事	Ⅱ類	2	H22診断(A)
62	戸石地区公民館・地区事務所	49	RC+S	3	490.19	集	Ⅱ類	2	H24改修(A)
63	東長崎合同庁舎	46	RC	2	1,569.18	事	Ⅱ類	2	H23新築、建替
64	三重支所	42	RC	3	641.75	事	Ⅱ類	2	H23改修(A)
65	福田合同庁舎	45	RC	2	512.98	事	Ⅱ類	2	H20診断(A)
66	日見合同庁舎	47	RC	2	1,088.10	事	Ⅱ類	2	H20診断(A)
67	小櫛合同庁舎	51	RC	2	663.22	事	Ⅱ類	2	H20診断(A)
68	小ヶ倉合同庁舎	53	RC	2	770.80	事	Ⅱ類	2	H20診断(A)
69	深堀合同庁舎	55	RC	3	938.05	事	Ⅱ類	2	H20診断(A)
70	茂木合同庁舎	56	RC	2	1,191.70	事	Ⅱ類	2	H20診断(A)
71	旧扇山分校(集会所)	42	S	1	153.56	集	Ⅱ類	3	H24改修(A)
72	西町校区集会所	48	W	1	105.76	集	Ⅱ類	3	避難所解除
73	旧立神小学校(体育館)	49	S	1	422.00	体	Ⅱ類	3	H25診断(B)※2

番号	施 設 名	建築 年度 (昭和)	規 模 等			用途	耐震安全 性の分類	優先 度	耐震化状況 (耐震性能)
			構造	階数	延べ面積 (㎡)				
74	淵町公民館	52	RC	2	168.24	集	Ⅱ類	3	H25 改修(A)
75	木鉢1丁目公民館	56	S	1	98.96	集	Ⅱ類	3	H26 新築・建替
76	神ノ島3丁目公民館	53	S	2	92.74	集	Ⅱ類	3	H28 改修(A)
77	木場自治公民館	52	S	1	138.00	集	Ⅱ類	3	避難所解除
78	総合地域施設	51	RC	2	464.00	集	Ⅱ類	3	H25 改修(A)
79	椿が丘自治公民館	53	RC	2	361.00	集	Ⅱ類	3	H24 診断(A)
80	布巻自治公民館	53	RC	2	245.02	集	Ⅱ類	3	H24 診断(A)
81	岳路自治公民館	53	RC	2	215.21	集	Ⅱ類	3	H24 診断(A)
82	西公民館・ひまわり荘	47	RC	4	1,707.41	集・福	Ⅱ類	3	H24 改修(A)
83	南公民館・老人憩いの家つばき荘	48	RC	2	1,390.66	集・福	Ⅱ類	3	H23 診断(A)
84	野母地区公民館	52	RC	3	1,210.93	集	Ⅱ類	3	H28 用途廃止 H29 移転
85	外海公民館	46	RC	3	1,040.42	集	Ⅱ類	3	H24 改修(A)
86	黒崎地区公民館	46	RC	2	497.90	集	Ⅱ類	3	H26 新築・建替
87	三重地区公民館	47	RC	2	871.50	集	Ⅱ類	3	H30 改修(A)
88	野母崎樺島地区公民館	48	RC	3	624.33	集	Ⅱ類	3	H28 移転
89	出津地区公民館	48	RC	2	513.90	集	Ⅱ類	3	H30 移転
90	脇岬地区公民館	49	RC	2	684.00	集	Ⅱ類	3	H24 診断(A)
91	蚊焼地区公民館	51	RC	2	561.62	集	Ⅱ類	3	H24 診断(A)
92	高浜地区公民館	51	RC	2	755.20	集	Ⅱ類	3	H24 診断(A)
93	木鉢地区公民館	52	RC	2	427.92	集	Ⅱ類	3	H24 診断(A)
94	滑石公民館・滑石地区児童館	54	RC	2	1,279.76	集	Ⅱ類	3	H22 新築・建替
95	老人憩の家池島荘	49	W	1	81.98	福	Ⅱ類	3	H28 改修(A)
96	伊王島開発総合センター	55	RC	2	1,188.00	集	Ⅱ類	3	H21 診断(A)
97	式見ハイソ	54	RC	4	5,938.21	ホ	Ⅱ類	3	H29 改修(A)
98	塩町集会場	50	S	1	162.00	集	Ⅱ類	3	H25 改修(A)
99	市民会館	48	SRC	7	25,415.46	体	Ⅱ類	3	H24 改修(A)
100	池島中央会館	54	RC	3	1,288.84	集	Ⅱ類	3	H24 診断(A)
101	琴海北部研修センター	56	RC	1	1,103.00	集	Ⅱ類	3	H27 改修(A)
102	外海地区老人デイサービスセンター・開陽山荘	55	RC	3	716.51	福	Ⅱ類	3	R1用途廃止
103	しまの宿五平太	48	RC	5	1,134.23	ホ	Ⅱ類	3	R5用途廃止
104	長崎市水産センター	54	RC	3	683.45	事	Ⅱ類	3	H24 改修(A)
105	長崎市公会堂	37	SRC	5	5,992.00	公	Ⅱ類	4	H26 用途廃止 H29 解体
106	松山児童センター	25	RC+S+W	2	496.53	福	Ⅱ類	4	H25 解体
107	大浦児童センター・子育て支援センター(ひなたぼっこ)	56	RC	3	632.91	福	Ⅱ類	4	H25 改修(A)
108	老人福祉センターすみれ荘・西浦上地区子育て支援センター(びよびよ)	56	RC	3	1,347.03	福	Ⅱ類	4	H24 診断(A)
109	老人福祉センターあじさい荘	44	RC	2	740.59	福	Ⅱ類	4	H26 改修(A)
110	老人福祉センターあじさい荘	50	S	1	99.60	福	Ⅱ類	4	H26 改修(A)
111	老人福祉センターわかな荘	53	RC	2	474.46	福	Ⅱ類	4	H25 診断(A)
112	老人福祉センターもみじ荘・木鉢ブルー	54	RC	3	1,657.07	福・ブ	Ⅱ類	4	H28 用途廃止 H29 解体
113	老人憩の家東望荘	48	RC	2	458.76	福	Ⅱ類	4	H25 診断(A)
114	老人憩の家おみず荘	54	S	2	213.00	福	Ⅱ類	4	R元用途廃止 R4 解体
115	老人憩の家つつじ荘	56	S	2	231.00	福	Ⅱ類	4	H26 改修(A)
116	老人憩の家さくら荘・立山会館	49	RC	4	639.00	福・集	Ⅱ類	4	H26 改修(A)
117	高島体育館	44	S	1	1,014.00	体	Ⅱ類	4	H29 用途廃止
118	三和公民館	57	RC	3	2,835.99	集	Ⅱ類	4	H26 改修(A)
119	日吉青年の家(本館)	45	RC	3	1,313.78	ホ	Ⅱ類	4	H26～27 建替
120	長崎市平和会館	56	SRC	5	4,995.09	劇	Ⅱ類	4	H26 改修(A)
121	中央環境センター・中央車両センター・北保健センター	44	RC	5	5,471.79	事	Ⅱ類	4	R4移転
122	西浦上支所滑石事務所	46	RC	5	137.61	事	Ⅱ類	4	R3 移転
123	地域活動支援センター のぐさ	42	W	2	138.61	福	Ⅲ類	4	R2移転・用途廃止・解体
124	小規模作業所 ひまわりの家	40	CB	1	60.66	福	Ⅲ類	4	誤謬 S61 年竣工
125	相談支援・生活訓練事業所 和みの里	46	W	2	102.16	福	Ⅲ類	4	R4 移転
126	市庁舎馬町別館	53	RC	7	1,763.46	事	Ⅲ類	5	R6 以降売却予定
127	道路維持課東部現場事務所	56	RC	4	1,390.23	事	Ⅲ類	5	H25 診断(A)
128	道路維持課北部現場事務所	51	RC	4	1,329.49	事	Ⅲ類	5	H26 解体
129	シルバー人材センター	35	RC	4	1,188.65	事	Ⅲ類	5	移転先検討中
130	(旧)長崎市水産振興会館	45	RC	4	1,455.40	事	Ⅲ類	5	H28 解体
131	埋蔵整理所(銭座町公共用地)	44	SRC	4	1,341.63	事	Ⅲ類	5	H26 用途廃止解体
132	西工場	54	RC	5	2,255.81	工	Ⅲ類	5	H28 用途廃止 H29 余熱利用施設新築
133	市庁舎商工会館別館	55	SRC	9	1,662.26	事	Ⅲ類※1	5	R4 移転
134	市庁舎交通会館別館	38	SRC	10	1,524.28	事	Ⅲ類※1	5	R6 以降移転予定
135	中部下水処理場管理棟	39	SRC	3	1,543.00	水	Ⅲ類	5	R5 用途廃止

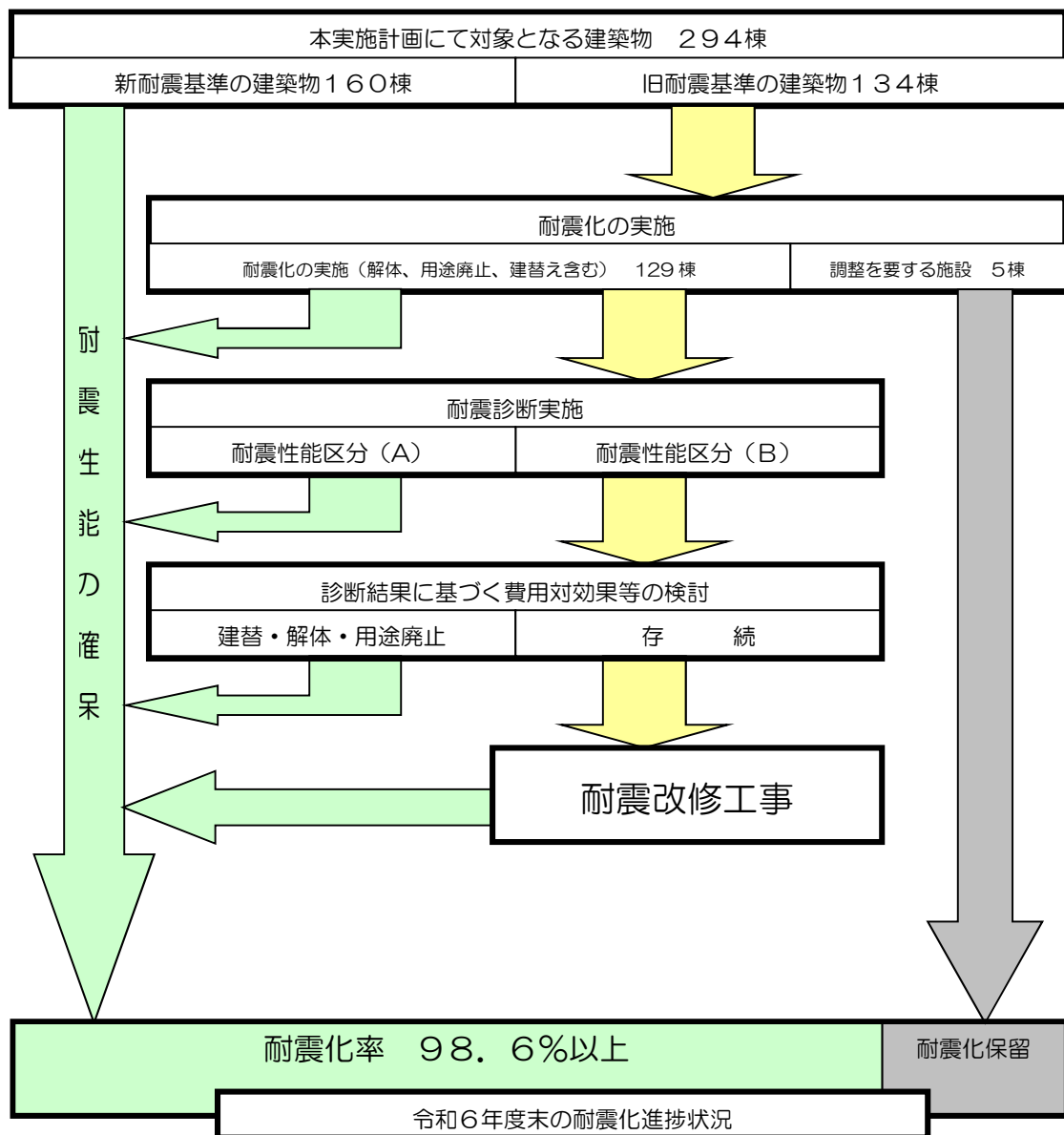
(注) ※1…市所有部分のみの分類。

※2…避難所解除により対象外となったもの

※3…診断・改修後民間移譲された施設

耐震安全性の分類	Ⅰ類:災害応急対策活動に必要な施設のうち特に重要な「対象建築物」 Ⅱ類:災害応急対策活動に必要な施設な「対象建築物」及び多数の者が利用する「対象建築物」 Ⅲ類:Ⅰ、Ⅱ類以外の「対象建築物」
耐震性能	A:地震に対して耐震安全性の目標を確保することができたもの。 B:地震に対して耐震安全性の目標を確保するために改修が必要なもの。
構造	RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造 SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造 CB:コンクリートブロック造 W:木造
用途	事:事務所 医:病院・診療所・保健センター 福:福祉施設等 ホ:ホテル又は旅館 体:体育館 劇:劇場 集:集会場 幼:幼稚園 保:保育所 水:上水道施設 工:工場 公:公会堂 プ:プール

(8) 耐震化フロー



5 耐震化実施計画の見直し

本計画は現時点で建て替えや廃止の予定が令和6年度以降となる見込みの施設があるため、令和6年度までの目標を設定しているが、今後、財政状況の変化に伴い、変更を生じることもあり、耐進化率の変動の修正を必要とすることから、各年度末に最新データをもとに、耐震化実施計画を見直すこととする。

6 耐震診断の結果及び耐震補強の実施状況の公表

長崎市耐震改修促進計画に基づき、市民が安心して利用できるよう、耐震診断の結果及び耐震補強の実施状況を各年度初めに公表する。

公表の対象施設：実施計画にて対象となるすべての施設

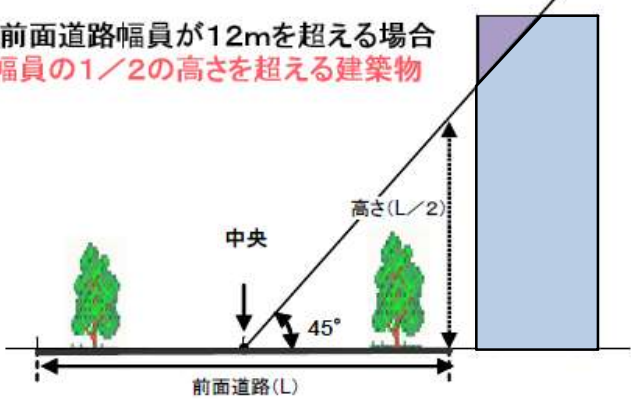
資料1 特定既存耐震不適格建築物一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物 (法第 14 条)
		指導・助言対象 (法 15 条 1 項)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車庫車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (P 11 参照)		令 7 条 2 項で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物
避難路沿道建築物 (高さ要件に該当する建築物に限る) (P 11 参照)		敷地が緊急輸送道路等（耐震改修促進計画で指定）に接する建築物
防災拠点建築物		—

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件

区分				特定既存耐震不適格建築物 (法第 14 条)
令 7 条 2 項				指導・助言対象 (法 15 条 1 項)
				危険物の数量 (令 7 条 2 項)
1 号	火薬類	イ	火薬	10 t 以上
		ロ	爆薬	5 t 以上
		ハ	工業雷管、電気雷管、信号雷管	50 万個以上
		ニ	銃用雷管	500 万個以上
		ホ	実包、空包、信管、火管、電気導火線	5 万個以上
		ヘ	導爆線、導火線	500 km以上
		ト	信号炎管、信号火箭、煙火	2 t 以上
		チ	その他の火薬を使用した火工品	10 t 以上
			その他の爆薬を使用した火工品	5 t 以上
2 号	消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物			危険物の規制に関する政令別表第 3 に掲げる類、品名、性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の 10 倍の数量以上
3 号	危険物の規制に関する法律別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類			30 t 以上
4 号	危険物の規制に関する法律別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類			20 m ³ 以上
5 号	マッチ			300 マッチトン以上
6 号	可燃性のガス (第 7 号及び第 8 号を除く。)			2 万 m ³ 以上
7 号	圧縮ガス			20 万 m ³ 以上
8 号	液化ガス			2,000 t 以上
9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る。)			20 t 以上
10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。)			200 t 以上

避難路沿道建築物の高さ要件

高さ要件	特定既存不適格建築物 (法第14条)		要安全確認計画記載建築物 (法7条)
	指導・助言対象 (法15条1項)	指示対象 (法15条2項)	耐震診断義務付け対象(法附則3条) 指導・助言・指示対象(法12条準用)
令4条	そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員に応じて、定められる距離を加えたものを超える建築物 ①前面道路幅員が12mを超える場合 幅員の1/2の高さを超える建築物  ②前面道路幅員が12m以下の場合 6mの高さを超える建築物 